

日置市森林整備計画

計画期間

自	令和 6年 4月 1日
至	令和16年 3月31日

鹿 児 島 県
日 置 市

鹿 児 島 県 日 置 市 全 図

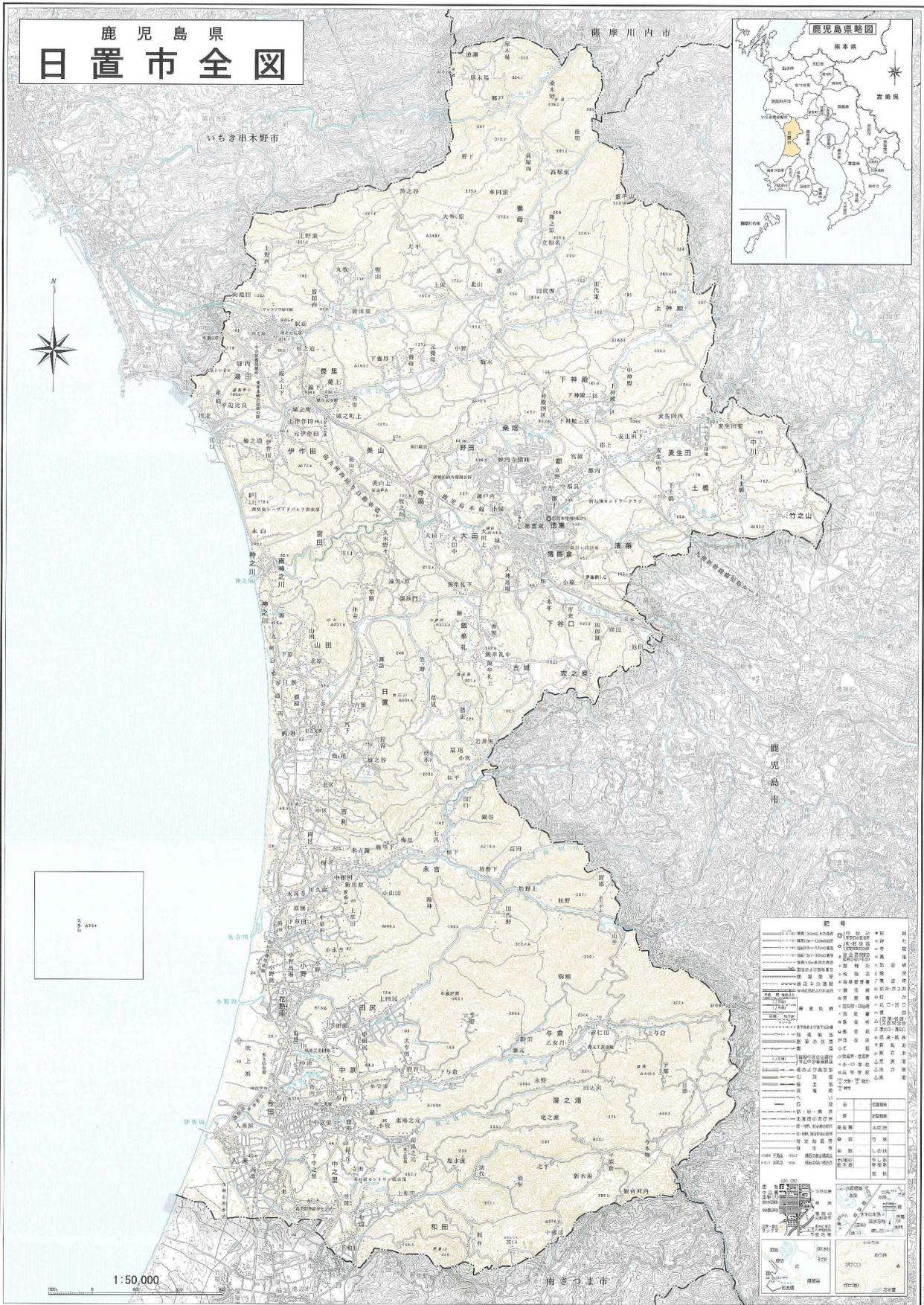


図 号		記 号	
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

この地図は、国土院院長の長官を以て、判別発行の五分の1縮刷本を複製したものである。(複製番号 平19九版、第 155 号)
鹿児島県日置市役所 鹿児島県測量部 〒890-0001 鹿児島市本町2-1-1 電話 099-655-9382 (図) 乙2編図部社

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準
- 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項
 - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
- 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項
- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

附則資料

1 市町村森林整備計画概要図（縮尺2万5千）

2 参考資料

（1）人口及び就業構造

- ① 年齢層別人口動態
- ② 産業部門別就業者数等

（2）土地利用

（3）森林転用面積

（4）森林資源の現況等

- ① 保有形態別森林面積
- ② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
- ③ 民有林の齢級別面積
- ④ 保有山林面積規模別林家数
- ⑤ 作業路網の状況

（5）市町村における林業の位置付け

- ① 産業別総生産額
- ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

（6）林業関係の就業状況

（7）林業機械等設置状況

（8）林産物の生産概況

（9）その他必要なもの

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

日置市は、県の西部薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市に、北はいちき串木野市と薩摩川内市に、南は南さつま市に隣接し、また、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面している。

本市の総面積は25,301haであり、うち森林面積は14,994haで総面積の約59%を占める。そのうち民有林面積は13,039haとなっている。

また、民有林におけるスギ・ヒノキを主体とする人工林面積は7,826haで人工林率は約60%となっている。そのうち60年生以下の林分が6,210haで約80%を占めており、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるために、今後とも保育や間伐を適切に実施していくことが重要である。

しかし、長期に亘る木材価格及び需要の低迷、林業採算性の悪化などから、森林施業への意欲が減退し適切な森林整備が実施されていない森林の増加により、森林の有する多面的機能発揮の低下が懸念されている。

また逆に、ここ数年の輸出用木材需要や木質バイオマス発電施設への燃料用チップ需要等の増加により、無計画な皆伐の増加も懸念され始めている。

そのような中、森林には、二酸化炭素の吸収をはじめとする地球温暖化防止機能や国土の保全、水源の涵養（かんよう）等の機能を発揮していくことが求められている。

そのため、公益的機能の発揮のために適切に森林整備を推進していくとともに、森林施業の集約化・共同化の推進、路網等の生産基盤の整備、高性能林業機械の導入促進などによる低コスト化などにより、林業採算性の向上を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域

にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

この他、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及び適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

(3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

(2) の森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力については、その担い手と

なる森林組合などの林業事業体を中心に、保育・間伐等の作業を着実に実施できる体制を育成するとともに、今後主伐期を迎える林分が増加すること等から、高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業体、林業普及指導員、森林づくり推進員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南薩流域森林・林業活性化協議会を通じて、県、市、林業事業体及び森林所有者、森林管理署等が連携し、森林施業の集約化・共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業体等への施業の長期委託を進める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均生長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹				種	
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新《伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること》を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性も考慮して伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は10ha以下とする。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工等を設けるものとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～クに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効果的な循環利用を考慮して多様化及び長期化を図る。

- ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。
- エ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の保護樹帯を確保する。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。
- オ 伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。
 なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮する。
- カ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等にできる限り保護樹帯を設置する。
- キ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行う。
- ク 上記ア～キに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽等を行うことが適当である森林、木材の持続的かつ効率的な供給が見込まれる森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

対象となる樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選択に努めるものとする。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

植栽本数については、既往の植栽本数及び施業の省力化、地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表を目安とする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点」（平成4年3月鹿児島県林務水産部作成）」を参考にするものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1, 500	
	中仕立て	2, 000～3, 000	
クヌギ	疎仕立て	1, 500	
	中仕立て	2, 000～3, 000	
	密仕立て	4, 000	

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。 また、高性能林業機械等を用いて、伐採・搬出作業と並行して地ごしらえや植栽を行う一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。
植付けの方法	植穴を概ね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。
植栽の時期	早春の樹木が生長を始める前を基準とし、気候や苗木の生理的条件を重視し植栽する。 なお、コンテナ苗については、この限りではない。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アカメガシワ、タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木の本数
2(1)の天然更新の対象樹種	6,000本/ha	2,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払いし、幼稚樹の生長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了は、「鹿児島県天然更新完了基準」（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適正な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

(2) 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

(3) シカ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性(しこうせい)の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）より一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐シミュレーション】

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	長伐期	3,000	18	25	36	53	・間伐の方法について以下のとおりとする。 初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。	
ヒノキ	長伐期	3,000	22	34	48			

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤初回間伐前の本数はスギ2,700本、ヒノキ2,700本、⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の作業種別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		1～5年生	6～10年生	11～15年生	16～20年生		
下刈り	スギ・ヒノキ	年1回				下記のとおり	
つる切り			2回				
除伐			1～2回				
枝打ち			1回(優良材生産のみ)				

《標準的な方法》

下刈り：植栽木の速やかで健全な生長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として6～9月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の生長に悪影響を及ぼすような場合(特に2年目、3年目)には、2回刈りを行う。

つる切り：植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐：下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな生長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの際に1回ないし2回実施する。

1回目：林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝打ち：無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4月～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針」(昭和56年3月鹿児島県林務部作成)を参照するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等のうち水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域を別表1に定める。

イ 施業の方法

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な生長を確保するための適切な保育・間伐を推進する。

施業の方法として伐期の延長を定め、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

【森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	45年	50年	40年	50年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等の森林又は山地災害の発生により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等のうち山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林又は市民の日常生活に密接な関わりを持ち地域の快適な生活環境を保全する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等のうち快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林、原始的な生態系など属地的に生物多様性保全に不可欠な森林等のうち、保健機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域。
ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、原始的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わない。
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

施業の方法として、択伐による複層林施業を行うことを基本とし、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- ① 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な生長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- ② 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るべき森林のうち地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進すべき森林として定める。
原始的な森林生態系、希少な生物種が生息・生育している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに、野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	70年	80年	60年	80年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などのうち、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物が持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>【日置市全体の面積】</p> <p>《東市来地域》 1～56</p> <p>《伊集院地域》 1～19、21～38、40～45、48～50、 52～68</p> <p>《日吉地域》 1～24</p> <p>《吹上地域》 1～50、52～66</p>	<p>【12,662.45】</p> <p>3,487.67</p> <p>2,607.80</p> <p>1,270.42</p> <p>5,296.56</p>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>【日置市全体の面積】</p> <p>《東市来地域》 5、7、9～26、28、30、32、34～35、 37～38、53～56</p> <p>《伊集院地域》 1～3、7～11、13、17、21、23～24、 27～34、36、38～40、42～45、47～48、 52～56、58～61、64、66～67</p> <p>《日吉地域》 1、3～5、7、9～10、12～13、18～19、 21～24</p> <p>《吹上地域》 2～3、7～8、10～14、18、23～25、 27～28、36～37、45～48、51～56、 59～60、62～66</p>	<p>【194.12】</p> <p>53.06</p> <p>63.61</p> <p>35.91</p> <p>41.54</p>

<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>【日置市全体の面積】</p> <p>《 東市来地域 》 13、36</p> <p>《 伊集院地域 》 17</p> <p>《 日吉地域 》 4、12、23～24</p> <p>《 吹上地域 》 8、30、50～51</p>	<p>【 114.81 】</p> <p>56.57</p> <p>1.78</p> <p>32.15</p> <p>24.31</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>【 日置市全体の面積 】</p> <p>《 東市来地域 》 4、52</p> <p>《 伊集院地域 》 40、68</p> <p>《 吹上地域 》 8</p>	<p>【 86.64 】</p> <p>10.70</p> <p>54.94</p> <p>21.00</p>
<p>その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>定めない</p>	
<p>木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>【 日置市全体の面積 】</p> <p>《 東市来地域 》 1～7、9～56</p> <p>《 伊集院地域 》 1～19、21～38、40～45、48～50、52～68</p> <p>《 日吉地域 》 1～11、13～24</p>	<p>【12,259.01】</p> <p>3,391.44</p> <p>2,490.05</p> <p>1,133.45</p>

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>《 吹上地域 》 1～48、51～66</p> <p>定めない</p>	<p>5,244.07</p>
---	--	-----------------

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林 ※1	【 日置市全体の面積 】 《 東市来地域 》 1～53、55～56 《 伊集院地域 》 1～19、21～38、40～15、48～50、 52～68 《 日吉地域 》 1～11、13～24 《 吹上地域 》 1～66	【12,377.27】 3,428.02 2,503.84 1,134.47 5,310.94
長伐期施業を推進すべき森林 ※2、3	【 日置市全体面積 】 《 東市来地域 》 4、52 《 伊集院地域 》 40、68 《 日吉地域 》 12、24 《 吹上地域 》 8、50～51	【 90.30 】 10.70 41.15 7.97 30.48

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) ※4	【 日置市全体面積 】 《 東市来地域 》 13、36 《 伊集院地域 》 17 《 日吉地域 》 24 《 吹上地域 》 30	【 66.15 】 56.57 1.78 1.33 6.47
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 ※5	【 日置市全体の面積 】 《 東市来地域 》 5、7、9～26、28、30、32、34～35、 37～38、53～56 《 伊集院地域 》 1～3、7～11、13、17、21、23～24、 27～34、36、38～40、42～45、47～48、 52～56、58～61、64、66～67 《 日吉地域 》 1、3～5、7、9～10、12～13、18～19、 21～24 《 吹上地域 》 2～3、7～8、10～14、18、23～25、 27～28、36～37、45～48、51～56、 59～60、62～66	【 182.20 】 53.06 63.19 25.24 40.71
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 ※6	定めない		

- ※1 伐期の延長を推進すべき森林の主伐は、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。
- ※2 長伐期施業を推進すべき森林の公社有林の主伐は、標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢以上とする。
- ※3 長伐期施業を推進すべき森林の主伐は、標準伐期齢に2を乗じた林齢以上とする。
- ※4 複層林施業を推進すべき森林の主伐は、伐採率70%以下、維持材積5割以上とする。
- ※5 択伐による複層林施業を推進すべき森林の主伐は、択伐率30%以下、維持材積7割以上（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、択伐率40%以下、立木材積Ry0.75以上

の伐採材積は $Ry0.65$ 以下) とする。

※6 特定広葉樹を推進すべき森林の主伐は、次のとおりとする。

【特定広葉樹】

- ・標準伐期齢における立木材積が確保されること。

【それ以外】

- ・生長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の $1/2$ を越えた材積に応じて補正した材積以上
- ・特定広葉樹以外の樹種は伐採率に限度は設けない。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくに当たっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業者等への施業等の長期委託を進め、森林経営の委託への転換を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林経営の委託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業者等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するとともに、委託を受けた林業事業者等による森林経営計画の作成を促進する。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。

経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市が実施する森林所有者への意向調査に基づき適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業者の中で「意欲と能力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフットィング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

充実してきた森林資源を持続的に利用していくことや森林の持つ多面的公益的機能を高度に発揮させるため、民有林・国有林を問わず協定締結者が連携・協力して森林整備が着実に推進していくことを目的に設置された日置市森林づくり推進協定に基づく運営協議会等を活用し、森林の適正管理、森林資源の高度利用等について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業体、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実行を確保する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。
- (3) 共同施業実施者の一人が（1）又は（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網密度整備の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の施業地以外には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網 (林道、林業専用道)
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	23～34
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～50	16～26
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

※ 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内において基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
日吉町吉利扇尾地内	20ha	霞ヶ峰線	1,000m	⑥	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を図りつつ、概ね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細については「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針」（平成23年4月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：m、面積：ha

開設/拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	森林管理道	日吉町	矢筈線	2,300	54		2	
			細計	1	2,300				
開設計			合計	1	2,300				
拡張	自動車道 (改良)		日吉町	見笠線	500	50		3	
			細計	1	500				
			吹上町	池田線	500	93		4	
			細計	1	500				
拡張計			合計	2	1,000				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、

繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修終了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）（令和5年3月31日改正）を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）（令和4年4月5日改正）に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）（令和4年4月5日改正）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように管理することとする。

4 その他必要な事項

木材の搬出等を行うために必要な山土場、機材管理施設等の施設整備を推進し、作業の効率化及び木材搬出のコストの低減に努めることとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業就業者の育成・確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各般の取り組みを行っているものの、十分な成果が得られているとは言えず、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

林業を魅力ある職業選択肢の一つとするため、林業事業者への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援及び各種林業補助施策の導入について積極的に検討し、林業の活性化と林業就業者の生活環境の整備を図る。

市・林業事業者等の関係者が連携しながら、引き続き、林業従事者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業者の体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

(2) 林業事業者の体質強化方策

本市の管内では、これまで関係機関等が一体となって、事業者の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、経営管理手法の導入や施業の集約化による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業者の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の人工林は、その多くが利用期を迎えており、木材生産の形態も間伐から主伐へ移行してきているが、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入を推進する。

さらに関係機関が開催する現地における検討会、先進地研修における研修等への参加を促進し、オペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	南薩流域 (0～15° 傾斜)	チェーンソー、 フォワーダ または林内作業車	ハーベスタ、グラップルウインチ、 フォワーダ
	南薩流域 (15～30° 傾斜)	チェーンソー、 グラップルウインチ、 フォワーダ または林内作業車	ハーベスタまたはチェーンソー、グラップルウインチ、プロセッサ、フォワーダ
			チェーンソー、スイングヤーダまたはタワーヤーダ、プロセッサ
	南薩流域 (30～35° 傾斜)	チェーンソー、 グラップルウインチ、 フォワーダ または林内作業車	チェーンソー、グラップルウインチ、プロセッサ、フォワーダ
チェーンソー、スイングヤーダまたはタワーヤーダ、プロセッサ			
南薩流域 (35° ～傾斜)	チェーンソー、 グラップルウインチ、 フォワーダ	チェーンソー、タワーヤーダ、プロセッサ	
造林 保育等	地ごしらえ	刈払機	刈払機、グラップル
	下刈り	刈払機	刈払機

※作業システム検討委員会最終報告より

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工は木材チップ工場が1箇所、製材工場が3箇所、いずれも小規模零細である。今後は、公共施設・一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の確立を図る。

また、特用林産物のひとつであるタケノコについては、市内全域において生産されている他、日吉地区では小規模ながら緑竹の生産・加工が行われている。伊集院地区では、自然薯の生産が行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量については近年横ばいである。今後は、ブランド化の推進、資材の共同購入による経営の共同化・合理化及び品質の向上を図り、農協等と連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

その他の特用林産振興基本計画に定める作物についても生産技術の向上を図り、施設整備の推進をする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカにより被害を受けている森林及び被害のおそれのある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国データ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3により定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害の防止又は軽減を図るため、「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第6期計画）」令和4年3月鹿児島県環境林務部自然保護課策定）や日置市鳥獣被害防止計画（平成26年4月策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策と連携を図りつつ、被害状況の把握と、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	【日置市全体の面積】	【 3,706.23 】
	《東市来地域》 12～56	2,794.78
	《伊集院地域》 1,3,52～57,61～68	911.45

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、地元自治会、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

シカ以外の野生鳥獣又は鳥獣害防止森林区域外におけるシカによる被害については、地域の実情に応じて被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲等による鳥獣害防止対策を推進する。その際、農業被害防止施策との連携を図り、併せて有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林法等に基づく制限林の巡視を必要に応じて重点的に行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「日置市火入れに関する条例」（平成17年5月1日条例第157号）によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分については、特に定めない。

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

(2) 台風災害等を考慮した森林づくりの方針

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な粗密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

(3) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については、特に定めない。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
日置市東市来町寺脇字桑迫	4-7-6~11、	33.88	15.48	16.05	1.18	1.17	—	美山
1125~1129、1139、1142、1143-1、1144、	14~31、							
1147-1、-2、1151-1、-2、1152、1153-1、-2	33~59、							
、1154、1157~1161、1163-2、1164-1、	91~94、							
1165-2、1166、1168	96、97、							
字小俣	イ-14、39、							
1169、1171-1、1172-1~-3、1173	44、72、							
1174、1176、1177、1179、1180、1181-1、-2	オ-8、109、							
、1182~1184、1185-1~-3、1186-1~-3、	カ-1、2、							
1188-2、1190	キ-1~116、							
字堂ノ上	118~127、							
1254、1256-2、1257、1258、	130~151、							
1263-4、-5、	157、164、							
字樋ケ丸 1311-1、1344-1、-3	165-イ、							
字荒平 2148	166、							
日置市東市来町美山元寺脇	ク-2~34、							
字分石 1503-1、-3	37~98、							
字小谷口 1878-2、1878-3、	ケ-23、25、							
字下西ノ谷	32、34、							
1633-1、1640-1、1641-1、1643、1653	36~50、							
1658~1664、1666、1671~1673	52~55、							
字上西ノ谷	コ-6、10、12、							
1677、1679~1684、1686、1688~1691、	14~38、							
1693~1700、1701-1-2、1702-1、-2、	41~46、							
1703、1704、1705-1、-2、1706								
1708~1710、1710-1、1711~1716								
1716-1、1717~1720、								
日置市東市来町美山字控松								
1721~1725、1727、1727-1、								
1728~1731、1732、1733~1735								
日置市東市来町美山字控松								
1738~1741、1743、1745、1746、1754-1~								
-6、1757~1759、1761、1762、1764、1765、								
1770、1771、1775~1777、1779、1781、								
1782、1782-1、1783、1784、								

<p>字打水</p> <p>1788-1、1803、1804、1806、 1807-1、1808～1813、1814-1-2、1815 1820、1821、1821-1、1822、1823、1832-1、 1838-1、1839-1、-2、</p> <p>字大坊迫 1351、1352-2</p> <p>字大坊平</p> <p>1369、1371、1373～1376、1378、1382-1、 -2、1383～1385、1387、1389、1389-1、 1390、1391、1393、1395-1、1396、1397-1、 -2、1398</p> <p>字大坊</p> <p>1399～1401、1401-1、1402、 1403-1、-2、1404、1407、1409～1411、 1411-1、1412～1414、1416、1418-1、-2、 1419～1421、1423～1426、1428～1432、 1434、1435、1436-1～-3、1437～1439</p> <p>字鷹ノ巢</p> <p>1440、1441-2、1442、1443、1448、1449-1、 1451～1454、1456-1、1457～1461、1464、 1465、1467～1469、1470-1、1471、1475、 1483、1485、1486-1、</p> <p>日置市東市来町美山字植木山</p> <p>1136、1138、1147、</p> <p>字下水溜</p> <p>1171、1176～1181、1204～1206、1208、 1210、1213、1220、1222、1243、</p> <p>字上水溜</p> <p>1253、1254、1256、1276、</p> <p>字堂平</p> <p>342-1、349、352-1、354-1、-2、357、359-1 、361～363、364-1、-2、365、367、369～ 371、376-2、377、383～390、392-1、</p> <p>字窯ノ平</p> <p>974、974-1、-2、975、976、988</p> <p>日置市伊集院町上神殿字横道 2028-35</p>	<p>68-イ-43</p> <p>68-イ-44-ア、イ</p>	<p>5.09</p>	<p>5.09</p>				<p>上神殿</p>
--	-----------------------------------	-------------	-------------	--	--	--	------------

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
造林、保育、伐採その他及び施業の方法について、下表のとおりとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な森林環境の維持を図るため、単層林の一斉造林を極力避ける。やむを得ず、一斉造林を行う場合は区域の風致や景観に配慮し、造林面積が過大にならないようにする。なお、更新は伐採後2年以内に完了する。 ・ぼう芽更新を行う林分については必要に応じてぼう芽整理を行い、後継樹の速やかな育成を図る。 ・育成天然林施業や強度の択伐を実施した林分は必要に応じてイチイガシ、イスノキ等広葉樹の樹下植栽を行う。
保育の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽を行った林分は下刈、つる切り、除伐等を適切に実施し植栽木の育成を図る。 ・複層林は上層木の枝払いを適宜実施し、林内照度の確保を図る。 ・森林保健施設の外周に面した森林は、強度の枝打ち、除間伐を実施して林内に明るい空間を設定し、利用者が森林内を自由に散策できるよう林床の整理を行う。
伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域において、特に森林の保健機能の維持・増進を図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を基本とする。それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で択伐以外の方法による複層林施業、もしくは、小面積かつ分散した長伐期施業によるものとする。 また、皆伐する場合であっても努めて伐区を分散するとともにサクラ等四季の色調に変化を与える樹木を保存する。 ・複層林の上層木は適宜受光伐を行い、林内照度を確保する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3の(1)に示す森林保健施設の外周は、ヤマモモ・イロハモミジ・クチナシ・ツツジ等緑化樹の植栽を行い、周囲の森林との調和を図る。 ・法令等により、伐期齢、伐採方法について制限がある場合は当該法令に定めるところによる。

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

森林保健施設の整備については、特になし

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高について、下表のとおりとする。

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
スギ	16m	
ヒノキ	15m	
広葉樹	14m	

(3) 森林保健施設の維持運営にあたっての留意事項

ア 自然環境の保全に配慮しつつ利用者の安全確保に留意することとする。

イ 森林保健施設の保守点検等日常の管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の整備に当たっては、以下の事項に配慮する。

(1) 森林巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持、管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。

(2) 利用者の防火意識の啓発など山火事の未然防止に努めるとともに防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。

(3) 安全施設の設置など利用者の安全及び交通の安全の円滑な確保に努める。

(4) 山地災害の未然防止を図るため、必要に応じ治山施設などを整備する。

(5) 自然環境の保全に配慮する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

【森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域】

区域名	林 班	区域面積 (ha)
日置市東市来	旧東市来町1～56	3, 608
日置市伊集院	旧伊集院町1～68	2, 693
日置市日吉	旧日吉町1～24	1, 320
日置市吹上	旧吹上町1～66	5, 418

2 生活環境の整備に関する事項
生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の特用林産物であるモウソウタケノコや緑竹を振興する他、自然薯などの物産館での販売を促進する。また、伊集院森林公園を森林体験活動のためのフィールドとして活用し、都市住民の受け入れ体制を整備し、本市の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の伊集院町上神殿地区にある伊集院森林公園は、キャンプ場等が整備されているため森林体験活動のためのフィールドとして、市民及び都市住民の憩いの場となるように維持管理を行う。

なお、森林の総合利用施設の整備計画について、下表のとおりとする。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
伊集院森林公園	伊集院町 上神殿地区	23.5ha		(現状維持)	①
		林間歩道	1,053m		
		林間広場	4,400㎡		
		東屋	1基		
		テントサイト	10基		
		管理棟	1棟		
		ミステリーハウス	1棟		
		炭焼施設	1棟		
		林間ステージ	1基		
		遊具施設	1箇所		
		炊事施設	1棟		
		シャワー施設	1棟		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民を対象としてシイタケ駒打ち体験を実施し、資源の循環利用について普及するとともに、森林レクリエーション等を体験させ、自然の大切さとふるさとへの愛着を育む。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

上流の森林地域では、これまでの間伐事業の実施により確実に森林の荒廃は回復してきているが、森林整備の担い手不足は深刻な状態が続いている。このようななか、下流の地域住民に対しては森林の果たす公益的な役割と木材の良さを知ってもらう機会を今後も積極的に設けることとする。

(3) その他

漁業関係者、下流の地域住民、隣接地の鹿児島市民を中心に森林づくりに直接参加しようとする機運が近年高まってきている。本市においてはこのような要請に応えるため森林づくりができる地域として市有林を森林ボランティアフィールドとして提供する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する事項

林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するため、森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林について市町村が森林所有者の委託を受け経営管理し、意欲と能力のある林業経営者に再委託する仕組みである森林経営管理制度が措置された。このため、市は森林所有者の意向を確認しつつ、経営管理を委託したいとの希望があれば、経営管理を行うための権利を市に設定し、森林の整備を促進することとする。

	I 期	II 期	III 期	IV 期	総計
年度	R1～R5	R6～R10	R11～R15	R16～R20	
東市来町	72.35	146.71	286.86	574.26	1,080.18
伊集院町	220.22	143.23	213.20	86.37	663.02
日吉町	158.29		198.66	143.39	500.34
吹上町	158.79	287.30	358.26	659.38	1,463.73
計	609.65	577.24	1,056.98	1,463.40	3,707.27

7 その他必要な事項

(1) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策の活用により管理を実施していくこととする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

東市来地区の神之川集落の潮害防備保安林、日吉地区の帆の港集落海側の潮害防備保安林、吹上浜海岸一帯の森林は、潮害から集落を守るため県、市、森林管理署、地域住民と一体となって地域の環境保全を図っていくこととする。

(3) 公有林の整備に関する事項

本市は現在、人工林を中心に約530haの森林を所有しており、かごしま森林組合との間で日置市有林に係る森林整備に関する基本協定を締結するとともに、森林経営委託契約を締結し、市有林の管理を委託している。

市有林は、本市の財産であるとともに、民有林全体の展示林としての役割も有していることから今後もかごしま森林組合と連携し、適期に適切な森林施業を実施し、森林施業の模範となるよう整備を図っていく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 竹林の整備

本市において、竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。竹林拡大により、森林が有する水源かん養・県土保全、生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから、タケノコ生産林においては、「鹿児島県特用林産振興基本方針」(平成30年3月鹿児島県環境林務部森林経営課作成)に基づく整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を推進することとする。

また、ボランティア活動団体などによる森林づくり活動の推進、森林所有者に手入れされないまま、放置された里山を森林づくり活動への参加希望者(ボランティア)に情報提供するなどし、適正な森林整備に努める。

また、竹林の整備管理により生じた竹材の紙パルプや竹炭製造等のほか、バイオマス燃料等への有効利用を促進する。

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	52,411	24,324	28,087	7,205	3,692	3,513	8,074	3,996	4,078	8,011	3,784	4,227	14,510	7,202	7,308	14,611	5,650	8,961
	平成22年	50,822	23,617	27,205	6,611	3,375	3,236	7,153	3,512	3,641	7,671	3,633	4,038	14,583	7,274	7,309	14,804	5,823	8,981
	平成27年	49,249	23,063	26,186	6,341	3,299	3,042	6,126	3,000	3,126	7,490	3,540	3,950	13,293	6,460	6,833	15,999	6,764	9,235
	令和2年	47,153	22,167	24,986	6,134	3,201	2,933	5,346	2,663	2,683	6,991	3,338	3,653	11,986	5,754	6,232	16,696	7,211	9,485
構成比 (%)	平成17年	100.0%	46.4%	53.6%	13.7%	7.0%	6.7%	15.4%	7.6%	7.8%	15.3%	7.2%	8.1%	27.7%	13.7%	13.9%	27.9%	10.8%	17.1%
	平成22年	100.0%	46.5%	53.5%	13.0%	6.6%	6.4%	14.1%	6.9%	7.2%	15.1%	7.1%	7.9%	28.7%	14.3%	14.4%	29.1%	11.5%	17.7%
	平成27年	100.0%	46.8%	53.2%	12.9%	6.7%	6.2%	12.4%	6.1%	6.3%	15.2%	7.2%	8.0%	27.0%	13.1%	13.9%	32.5%	13.7%	18.8%
	令和2年	100.0%	47.0%	53.0%	13.0%	6.8%	6.2%	11.3%	5.6%	5.7%	14.8%	7.1%	7.7%	25.4%	12.2%	13.2%	35.4%	15.3%	20.1%

1. R2年国勢調査より

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業		分類不能
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業				
実数 (人)	平成17年	23,952	2,523	24	169	2,716	6,182		15,034	20	
	平成22年	22,253	1,453	56	134	1,643	5,555		14,834	221	
	平成27年	21,683	1,216	43	99	1,358	5,279		14,992	54	
	令和2年	21,957	1,195	45	84	1,324	5,335		15,049	249	
構成比 (%)	平成17年	100.0%	10.5%	0.1%	0.7%	11.3%	25.8%	0.0%	62.8%	0.1%	
	平成22年	100.0%	6.5%	0.3%	0.6%	7.4%	25.0%	0.0%	66.7%	1.0%	
	平成27年	100.0%	5.6%	0.2%	0.5%	6.3%	24.3%	0.0%	69.1%	0.2%	
	令和2年	100.0%	5.4%	0.2%	0.4%	6.0%	24.3%	0.0%	68.5%	1.1%	

1. R2年国勢調査より

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実 数 (人)	平成17年	10,242	1,730	904	583	243	—	—	—	—	—	—	—	8,512
	平成22年	25,297	1,764	920	564	280				38	14,739	14,733	6	8,765
	平成27年	25,301	1,693	859	557	277				38	14,706	14,702	4	8,864
	令和2年	25,301	1,695	854	580	261				38	14,706	14,702	4	8,862
構成比 (%)		100.0%	6.7%	3.4%	2.3%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	58.1%	58.1%	0.0%	35.0%

1. 2020年農林業センサスより

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成12年	248ha	64ha	2ha	101ha	2ha	74ha	5ha
平成25年	231ha		2ha		2ha	4ha	224ha
平成29年	7.9ha	4.8ha	1.8ha		0.4ha		0.8ha
令和5年	13.1ha		5.5ha	3.2ha	0.1ha		4.3ha

1. R5南薩地域森林計画より

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		人工林率			
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B / A)
総数		14,993.89ha	100.0%	12,363.39ha	8,477.59ha	3,885.8ha	56.5%
国有林		1,954.96	13.0%	1,879.00	1,265.00	614.00	64.7%
公有林	計	598.75	4.0%	588.26	497.60	90.66	83.1%
	都道府県有林	71.35	0.5%	70.02	59.47	10.55	83.3%
	市町村有林	527.40	3.5%	518.24	438.13	80.11	83.1%
	財産区有林	0.00	0.0%	0.00	0.00	0.00	0.0%
私有林		12,440.18	83.0%	9,896.13	6714.99	3181.14	54.0%

1. R5南薩地域森林計画より

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	平成12年	12,267	9,975	2,058	1,283	775
	平成26年	12,212.42	8,466.71	3,745.71	2,355.38	1,390.33
	平成31年	10,456.48	7,288.48	3,168.00	1,987.72	1,180.28
	令和5年	10,456.48	7,288.48	3,168.00	1,987.72	1,180.28
構成比 %	平成12年	100	87	13	(83)	(17)
	平成26年	100	81	17	(62)	(38)
	平成31年	100	69.70	30.30	(62.88)	(37.12)
	令和5年	100	69.70	30.30	(62.88)	(37.12)

1. R5南薩地域森林計画より

③ 民有林の齢級別面積

単位 ha

	総数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民 有 林	12422.2	33.51	26.09	164.12	52.32	50.79	160.22	313.05	699.40	1917.50	3262.72	5742.47
人 工 林 計	8150.9	12.33	3.05	16.23	18.87	37.17	73.58	181.17	504.38	1516.40	2453.10	3334.62
主 要 樹 種												
スギ	5560.51	3.94	0.29	2.60	9.74	21.98	46.47	146.03	386.09	980.31	1537.12	2425.94
ヒノキ	2290.76	5.83	0.78	0.16	0.16	4.36	14.72	21.09	103.19	519.25	758.56	862.66
天 然 林 計	4271.29	21.18	23.04	147.89	33.45	13.62	86.64	131.88	195.02	401.10	809.62	2407.85
(備 考)												

1. R5南薩地域森林計画より

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 1ha		10 ～ 20ha	13	50 ～ 100ha	
1 ～ 5ha	973	20 ～ 30ha	3	100 ～ 500ha	
5 ～ 10ha	50	30 ～ 50ha		500ha以上	
				総 数	1,039

1. 2010年農林業センサスより

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現状

区 分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	30	53.64	
林業専用道	1	1.69	

(イ) 細部路網の現状(H30～R4開設分)

区 分	延長(km)	備考
森林作業道・作業路	48.48	

(5)市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額 (A)		135,840
内訳	第1次産業	2,589
	うち 林業 (B)	140
	第2次産業	37,772
	うち 木材・木製品製造業 (C)	
	第3次産業	95,479
B+C/A		%

R5南薩地域森林計画より

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	80	2,847	842,039
うち木材・木製品製造業 (B)	2	10	
B/A	2.5%	0.4%	%

(注)1. R2鹿児島県の工業統計より

(注)2. 製造業には、林業が含まれない。

(注)3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(6) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1			(名称:かごしま森林組合)
生産森林組合	1			(名称:上神殿生産森林組合)
素材生産業				
製 材 業	3			
森林管理署	1			
...				
...				
合 計				

1. R5南薩地域森林計画より

(7) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
(高性能機械)							
グラップルバケット	1		1				伐倒、木揃用の自走式
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ							索引式集材車輛
プロセッサ、 グラップルソー	1		1				枝払、玉切、集積用自 走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集 積用自走機
フォワーダ	2		2				積載式集材車輛
タワーヤード							タワー付き集材機

(注)1. R4林業機械保有状況調査より

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(8) 林産物の生産概況

種 類	一般用材	チップ用材	苗 木	しいたけ	
				生	乾
生 産 量	7,801m ³	21,047m ³	8.5千本	4,952kg	232kg
生産額(百万円)	108.4	151.3	0.8	4.7	0.9

(注) 1. R4特用林産物生産統計、R4鹿児島県森林・林業統計より

(9) その他必要なもの

該当なし